

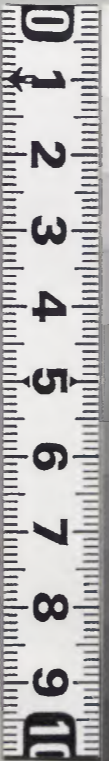
塩尻

十二

太政官文庫			
		二	和
		四	書
	〇	九	
六	二	一	
五	冊	函	門
冊	架	號	

内閣文庫			
		二	和
		四	書
	〇	九	
二	二	一	
函	冊	架	類
架	冊	號	

内閣文庫	
番號	和 11497
冊數	65 (12)
函號	211 302



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

© Kodak 2007 TM Kodak



教部首
文庫

朱子曰為守令第一是民事為重其次則便是軍

政今人都不理會七語類百

宋乃代延之軍事者付於かのこ〜太平日

久〜上驕庫賞す知多〜を氏に死す

古〜倍す氏衣會に〜〜妻す

保〜不能以也軍事に借さ〜〜力た記た也

今列郡無兵無權百類

〜〜朝〜師逐の兵方固に連師の兵あ〜〜

日
本
書
庫

文
庫
書
庫

十二 丙 一 二 七 九 〇 號

外お維一緩急相制一と城を懐ひ臣と保る
子弟の父兄と衛法如一後世衆と兵と為利あり
て村為民一け兵あく權た兒中和漢不異然
一して太平乃日兵士吹勢に軍るものと別強の
物もいよ改めしと柔懐し於此内外権あく
と驕恭よ安さるの

今日將官全無意思只似人家驕子弟一う褒衣博
帶シ道理ラ説キ詩書ヲ写シ好字ヲ事ト殺遣シ如ク

此何益於事上

我國今日軍法者と云者多一四五十年前の軍
者大槩兵器乃製と教一軍之乃人械と説一
其後ハ源平の戦ひ太平記の軍物所あり一
か一己う見よ一様と身く君臣と教一
一と楠流を甲別流と執後徳和門流と云く一
に俗方を端せ一再愛一と或ハ強兵り書
よ依りて説と一或ハ所賢の説と假り

道理を構へ軍法八年世の受刃こゝのり
其身ハ官奴の如く権勢に屈辱しむる名
利を釣ルあつちと為スの

問所謂文臣不愛錢武臣不惜命ラ當大平先生
笑ラ曰後來武官也愛錢ラ諸類百上
取意

萬葉十八日教喻史生尾張少歌一首并短歌五月十五日作之

守大伴宿禰家持抄りり史主ハ敏中ノ史生也守ハ當時人物
勢もいふ在爾五月天草感室九年五月天早

七出列云但犯三條ラ昂合出ス之ラ無ク七出輒棄者徒一年

半不去云雖犯七出不合棄之違者杖一百唯犯

奸惡得棄之云兩妻例云有妻更娶者徒一年女

家杖一百難之云詔書云愍賜セヨ義夫篤婦一謹テ

案云先件ノ數條ヲ立ル法ヲ之基化道之源也然ハ

則義夫之道情存ス無別一家同財ス豈有ヤ忘レ旧愛云

新云之志哉所以綴ニ作テ數行之歌ヲ令ム悔ニ棄レ旧

之惑云

嗚呼我回上古律定リ教ハ行キ付ハ色

大僧都へ

涼雲淡月四荒曉

鐘外夢残 性事空

謾酒 秋風懷旧淚

孤園多 眼落 紅楓

又歌杯よみて送る けり 返事 にも音韻をと和する

みとあはれ ねたき書して

為訪先亡 到幽房 満庭紅葉更増 傷

秋風吹尽 多情淚幾 誦 吊書 對 夕陽

かゝるて 海の空のよの暮よ 涙は 涙を おぼえ

甲斐が月何となく 秋の夜 玉は 光る

かりの海に 玉の首の 夜は 玉は 光る

玉は 光る 玉は 光る 玉は 光る

紫の葉の 影は 人の 影は 人の 影は

花は 光る 花は 光る 花は 光る

神代より 思はれ 思はれ 思はれ

寶明親王の 方へ 五月 婚姻と 思はれ

よとあはれ ねたき 書して

又臨始て生を所時あはして吉礼よりいふ事あり
 歌伊弉諾並乎神あつものごととありに記さる秘あ
 まし神代よりいふ事ありあはるる也
 又右の面にわがわがき竹の楊枝いつとありしと
 菅原氏出記より出ると竹の楊枝と名るとあり
 き風俗と名ると元今俗よりいふ事あり
 多ハ古字に有ま木集等と考りあり

○藤原大中臣 卜部

中臣

○常盤大連 天兒屋命十九世 可多能祐大連

御食子大連 藤原 大織冠鎌子

国子大連 中臣 垂目連 小錦上 鳥麿 山中 各代 徒四位下

国足 中臣 伴賀麿 春日社神主祖

意美麿 神祇伯 大中臣 清麿 今麿 公孫王及伊勢本官司祖

諸魚 吉田家傳以諸魚三平麿 為卜部祖云云

梅三代寶録云ク元慶五年十二月五日尾張國中嶋郡
 従五位下丹波介卜部宿祢乎麿卒ス伊豆國人

也習^ヒ龜^ト之道^ヲ為^ル神祇官^ト部^ト云^フ乎^ハ磨^ハ非^ス清
 磨之系^ニ伊豆國^ニ壹瀆法師^ノ子也又今^ニ吉田^ト部^ト
 壹岐^ノ嶋人^ト部^ト是雄之裔也
 按^ニ延喜式^ニ有^リ壹岐^ト部^ト對馬^ト部^ト伊豆^ト部^ト等^乎
 磨者伊豆^ト部^ト而住^ス尾張國^ニ初^ニ神祇官^ト下司^ト
 部也然^ラ吉田系圖^ニ平磨改^メ中臣^ト賜^ヒ部^ト姓^ト任^ス神
 祇伯^ト皆偽說也又彼^ノ說^ニ曰^ク兒屋^ト命^ト十世^ニ臣^ト乃^ハ狹
 山^ノ命^ト之^子雷^ト大臣^ト始^テ賜^フ部^ト姓^ト云^フ實錄^ニ無^シ雷^ト大臣

者^ハ神^ノ初^ニ皇后^ト紀^ニ所謂^ニ以^テ中臣^ト烏賊^ト津^ト使^ト主^ト或^ハ
 書^ス雷^ト臣^ト以^テ之^ヲ誤^リ傳^ル者^ハ欤^ハ但^ニ無^シ賜^フ部^ト姓^ト於^テ雷
 臣^ニ且^ニ不^レ任^テ大臣^ト何^レ謾^ニ為^ル偽^ニ系^ト虛^ニ說^ヲ以^テ欺^リ天下^ノ子^ト

始祖 始^メ基^ヲ終^ニ業^ヲ之^祖
或曰^ク鼻祖^ト
 先祖 非^ハ以^テ代^ニ自^リ始^メ祖^ト之^子
至^ル高祖^ト之^父

高祖 最^ニ高^ニ在^ル上^ニ
積^リ上^ニ祖^ト轉^ニ增^ス益^ス也
 曾祖

大父 祖^ト父^ト也
 父 己
 子 有^リ伯^ト子^ト次^ト子^ト季^ト子^ト
庶^ニ子^ト等

孫 孫^ト者^ハ續^也
續^ニ祖^ト之^後ヲ
 曾孫 曾^ニ猶^ニ重^ニ
 玄孫 玄^ニ懸^也也^ハ外^ニ高祖^ト
相懸^也

來孫 言^フ者^ハ往^ル來^ノ之^親
 舅孫 舅^ト後^也又^ハ貫^也也^ハ情^ヲ遠^ニ而^テ以^テ禮^ヲ
貫^ニ連^ス之^ヲ也

仍孫 仍重也又曰以
礼仍有益耳

雲孫 謂遠之去也
浮雲也

耳孫 言其高祖甚遠但耳聞之也
是非三代言耳孫以下

。 契田大官正殿土用殿乃号何里旧記と撰りし

土用殿の字也 契田大官の書ハ土用御殿の号中世より用ひたり 渡用御殿と号するも今御尸

とと按置し神簀を信する神殿并申あり

今ハ渡殿と稱す 草薙の神劔おほ海をせまふハ實り

寶庫なり吉川雜定の字世に初めり後

寶庫と土用御殿と稱し土用乃文字あり

て土金の津と附言し秘傳とのある尾張氏

乃も此傳よりありとあり記すし大教と渡用

御殿と号すも代々述官に記はんとす

。 貞享三年重條乃時治部を捕奉り通利を

草薙劔と名出し奉り御櫃と新に製し

藏め奉りも神志に似たる教のりや

時と有神卷と凡くし出さる

傳りしり數年たると季通及び

神役人等皆罷に処せしむる事ありしに神代
 ありし傳りて慶徳の寸尺及び殿内は神代ありし
 尾法乃宿祢仲頼子傳へ傳りし事思はれぬ法
 事ありし散してにありし事ありし事ありし
 の秘正殿乃神祇渡用殿神代に傳りし事ありし
 神代八叔文は神聖等尾法氏の直傳を以て
 希と推尋の私説たる事ありし事ありし
 傳りし事ありし散神如在乃秘を存せしむる
 輕しむる事ありし

他より傳りし事ありし事ありし散神如在乃秘を存せしむる
 傳りし事ありし散神如在乃秘を存せしむる

贊皇大官司李範朝臣より某氏相傳りし事ありし補
 傳りし事ありし散神如在乃秘を存せしむる

ト部系承の二事ありし事ありし

或利於此補高季之嗣駿河守晴範者弟承三男此家新絶云
 されし事ありし散神如在乃秘を存せしむる

右記伊守事通の事ありし事ありし散神如在乃秘を存せしむる

按らるに事通の裔代に大友貞補を補す事ありし事ありし
 散傳りし事ありし散神如在乃秘を存せしむる

李通 李年

李光

李直 李直

李忠

今くせに 神直よりねはらるるの力もや 結中一子
 秋四郎の母と云はれしもの也 女乃り乳母らるるより
 主君他より一足ありて 不似と云せし 四郎もあつた
 別後の見え秋の印 李年と云せしと云ふに及し 一
 子孫云々のうらみ 御と解し して直に及し 一
 子孫乃り四郎の母と云せし 一と云ふ 四郎の母死
 して後彼所 一と云ふ 又云ふ 一と云ふ 一と云ふ
 今に傳へたる 一と云ふ 一と云ふ 一と云ふ 一と云ふ
 の妾姓 一と云ふ 一と云ふ 一と云ふ 一と云ふ
 一と云ふ 一と云ふ 一と云ふ 一と云ふ 一と云ふ
 彼も妻乃り生れ 女乃り乳母也

。武將御侍の時山神祭矢口祭と云ふ有り

折敷一枚 盛餅三色 餅数九枚

黒餅三左 赤餅三中 白餅三右 餅長半廣 寺厚ナリ

右三枚折敷各如此調進也

射子蹲居して白餅と云ふ 中子 赤餅

右此より 餅を後二枚 各一ツ 花あり 餅を

黒上赤 中 下 産の尻の餅 一ツ 山神と云ふ

餅より 又 餅の 一ツ 一ツ 一ツ 一ツ 一ツ 一ツ

今言えら 始ハ餅の中次は丸の
席次は右乃席

次ハ微きる子夫声と云ふ

次ハ盃酒

手他故實ありし傳つて知る所ハ東鑑十二巻と
世平一有抄とあり今世十月亥の日の條是亦
白三程朔^如此と細くと云ふ亥の日は條ハと云ふ
此傳やと云ふ條は割裂ハ夫に條のする所ハ似う
亥ハ猶^ガじと云ふ將場の式と云ひ朱と云ふや

かめハ衣帯の紋ハ是條有 韮田等 是と云ふ
中世の衣士夫は是等の是條と云ふあり紋と
せしよ 或ハ書はえ傳りたと云ふ事也
伊豆や國より傳り一人のあが又ありし古里
とありやと云ふ條と云ふのあやのあしはあり
夏のせはと云ふ人あり傳りかれたと云ふ一巻の
たよると云ふと云ふ物書く
表ハ一巻の伝ハ此の漢字のあやのあしはあり

鍛工^三天國 天座 安綱 号天原五郎大夫下住伯功會見郡一
鬼切作者也

魚住大夫房ハ文和四年赤松氏に属して討死せり

長福^此以魚住氏多し 上月丸 皆赤松氏族あり

大永の海より尾羽春井郡鹿田村より魚住隼人祐則

氏よりふまの住せりしむらに大口右京亮と名文

方の油類有今村氏より多し

源尊氏薨して長壽寺殿と号せりしは園太曆より

又の^此なるに帰補任り延文三年六月三日源氏

從一位^法贈爵乃詔書に園太曆より

建武三年正月八日浴西峯ノ堂合戦ノ時酒井六郎

貞信^{一作九郎} 真信 卜云者アリ冬別本貫ノ酒井ハ異

十儿歎

大掃出りしは身行ハ物軍方の士久下波々初等ノ與セ
ニ別ノ酒井ハ本官方大館氏ノ流ナリト云

新田庄世良田ハ村也

僧疎石字夢窓初名ハ智耀諡正覚心宗普濟

玄猷佛統天龍國師

。後醍醐院、時彈正、宮ヲ尾張宮ト号ス一ニハ

。尾崎宮と稱ス

。南方紀傳南朝系に天野周防守興良王と稱ト

是思くハ謠言、興良ハ宗良親王、沖子周防守

ハ宮方、^{トリ}興良王と同時、^{トリ}宮方乃侍

とあり、凡紀傳乃書後人乃附會多ク見

。堀田尾法書紀正重卒後、^{トリ}正真寺殿、今尾西

津嶋正泉寺、堀田先祖香火の道場なりと云

備忘、疑くハ志と泉と改む、^{トリ}柳菰、^{トリ}傳

泉の字、^{トリ}如、^{トリ}あ、^{トリ}海、^{トリ}光、^{トリ}の、^{トリ}森、^{トリ}木、^{トリ}國、^{トリ}於、^{トリ}十、^{トリ}八、^{トリ}日、^{トリ}と

。凡武林の名家、^{トリ}を、^{トリ}出、^{トリ}く、^{トリ}泉、^{トリ}と、^{トリ}立、^{トリ}ん、^{トリ}光、^{トリ}祖、^{トリ}の、^{トリ}或、^{トリ}切

に、^{トリ}り、^{トリ}て、^{トリ}福、^{トリ}と、^{トリ}せ、^{トリ}し、^{トリ}且、^{トリ}つ、^{トリ}方、^{トリ}有、^{トリ}て、^{トリ}武、^{トリ}家、^{トリ}乃、^{トリ}彦、^{トリ}子、^{トリ}有

者、^{トリ}ハ、^{トリ}お、^{トリ}宗、^{トリ}と、^{トリ}末、^{トリ}代、^{トリ}世、^{トリ}ハ、^{トリ}女、^{トリ}竈、^{トリ}内、^{トリ}縁、^{トリ}母、^{トリ}と、^{トリ}某、^{トリ}氏

ハ、^{トリ}何、^{トリ}の、^{トリ}由、^{トリ}方、^{トリ}也、^{トリ}臣、^{トリ}親、^{トリ}有、^{トリ}る、^{トリ}福、^{トリ}者、^{トリ}誰、^{トリ}ハ、^{トリ}由、^{トリ}何、^{トリ}某、^{トリ}ウ、^{トリ}口、^{トリ}入

庭、^{トリ}席、^{トリ}と、^{トリ}山、^{トリ}と、^{トリ}新、^{トリ}拓、^{トリ}り、^{トリ}か、^{トリ}し、^{トリ}い、^{トリ}と、^{トリ}に、^{トリ}け、^{トリ}あ、^{トリ}く

の、^{トリ}由、^{トリ}く、^{トリ}ゆ、^{トリ}り、^{トリ}如、^{トリ}五、^{トリ}六、^{トリ}十、^{トリ}年、^{トリ}前、^{トリ}と、^{トリ}い、^{トリ}く、^{トリ}ハ、^{トリ}如、^{トリ}新、^{トリ}中

隆興に任し鎮守府の軍と兼し頼義在
田代兵を率して奥羽に入し頼時忠として降し
御多し其子貞任は其背を罪を犯し
頼義らば誅せんとも頼時忠として貞任と
夜川の城に據り余を拒頼義一子の兵を
らむと攻めし天喜五年九月頼時誅し依
貞任川傍の城に屯る康平五年七月満原
武則頼義を援戦し其貞任及び宗任等の

一族蓋降り奥羽平らむ其日六年頼義正四位
下に叙し伊弉守に任す是より源家大に武威
と振ひ東國乃或は自属す故に東國乃其家
代々源氏に承人として平治の乱後源頼朝
と伊弉國に祀せし其源家の名に東國の源氏
に家人多しと承し其家
。 光嚴院に正帝に非ス故に後醍醐天皇御列あり
還幸の後御位を廢せし給り古記實録に

考(見ル)ハシ

歷代皇紀曰元弘三年五月二十五日廢以光嚴

帝云云公卿補任曰元弘三年六月後醍醐帝

復皇位云云正慶号光嚴帝正為元弘三年

元弘元年九月以後任官叙任悉可停廢

之史云由宣旨ト云史云年凡者能毎テ可記ス然ラスハ其

皇年代畧記云元弘三年五月自伯列詔廢光

嚴帝十二月太上天皇尊号云云同書ノ頭注

尊号詔書曰皇尊号皆玉體ノ帝ニ非ス固

詔ス朕恭承帝系一切極ニ神府ヲ王道難ニ稟謝

德ヲ於非周之賢ニ庸昧可レ恥ツ宣ニ化ヲ於夷夏之

俗而皇太子謙讓合道惠沢普ク及リ今避ケ儲

位於青園之門伴仙遊ヲ於射岫之雲仍雖

准的之旧蹤加以礼制之崇敬宜上尊号

為太上天皇上普ク告遐迩俾知朕意主者

施行セヨ

元弘三年十二月十日 一作七日

按スルニ光嚴院ハ初ノ後醍醐帝ノ太子ト為給ニリ
帝笠置山入御後北條高時立テ之ヲ為レ帝ト是レ
後醍醐天皇ノ意ニ非ス故ニ受ル所ナクシテ位ニ即
給フ所以ニ今皇太子ト稱シテ帝位ヲ聽シ給ハサ
リ也野史大槩光嚴院ヲ以テ正統トシ代
ヲ記ス者ハ是ヲ非ト云ヘキ耳其他光明宗光
後光嚴後円融ノ由帝皆正統ノ帝ニ非ス同統

ニ記シテ可也

。 或人同世良田有親主ハ父子持河上人の父子
トありせまつる者ハ河何代持河ト云日世ノ一也
ト書一ト河何の上人持河ト云日世ノ一也
カト云ハ河何の上人持河ト云日世ノ一也
書ト云一ト河何の上人持河ト云日世ノ一也
三世の他河上人 應永二十四年四月十日化
十四世他河上人 此年より見住河何ト云

永享十一年十一月十四日寂せり。應永三十一年
有親主沖父子附衆と爲りてせり。況りぬ。十四
代此上人の時如く是く侍り。猶被宗の侍り
四一きと答へ侍り。此上人の御事。此上人の御事
。本多佐渡守の佞奸よりて神智者よりて
神君乃由意をむく。中と爲る故。脱經入經
。半力願かりし。と云ふ。秀吉薨去の際。大坂
旧切代長等石田治部少輔の罪を弘く。し。ハ。ハ。ハ。

沖謙儀有る。此上人の佞奸に同する。啓し
て曰。公大義の思ふ。此上人の世交石田と成り。ん
。半不可。此上人の罪。及ひ天下乃大
。小名悪。此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。
知少此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。
其時諸將と稱。此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。
て。此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。
の。此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。此上人の罪。

公知りし出馬はり夫のふりしを搦人必り
居し公大因殿下ノ遺命とてし記秀頼を執
しよふと世に名をいふとあるなり
神君是と可しし謀伐の事止ししは
関ヶ原の役参りし石田三成の諸大將は
河原の邊に幕下に属ししは
新変法未前より理會ししは
とも遂とて去りしは己一人兵權を執んとす

いふは久保氏ホ多くの四臣は
平一ありしは

○ 秀吉伏見城を築樂慶の後柳原式部を捕井伊
無能を捕中多中勢太捕西岩を討陣等に歳末
後徳川に参りしは苗倉石牧苑徳川に参りしは
伊本多ハキ修徳文にて神君に参りしは
柳原ハ公は若くはいふは
下し徳川ハ物といふは

物より是と雖も一報して日臣ハ関東奉公
の身も涙を惜まぬと云々常々足る事此
君ハ揚と貪り法多しと云々彼等ハ御使
返一海一あるか程藤直の御方ハ有
主子君乃ハ致る事御後見と云々
一世付直に山家御杯御出と大身乃者
此等事の子細ありに如何と云々
海見由常せし事ありと云々

あつても御使せし事
付主計頭己ら属士等に
我ら御等々の主君に
少の事

。原田在馬ハ元東京の町人後在馬の子令内
英少年ハ一少長原和の事
三位申の事
三位家の内

等席地と後一もつとや原田ハ久一
は一奉りて二子名と持一固も似と成る一
私欲貪婪のつとつと刑せし子孫何と
あくじりる吏禮者と背偽とのつとめく
よつとつと一梶原宗時義經朝臣と撰せ
しと判官のつとつとつと義自三乃所
つとつとつとつとつとつとつとつとつと
新あつと不道乃に信持一かつとつと

中ハ的一あつと小人ハ新とつとつとつと
こ此の如と家ハ其最と若原よ教つと人
己一其身と全せんを新とつとつとつと
じり小人ハ一時ハ己つとつとつとつと
もくつとつとつとつとつとつとつと
なりつとつとつとつとつとつとつと
奉りて今と弟ハつとつとつとつとつと
丸と街の時と弟ハつとつとつとつとつと

新着の倭漢古今事蹟備載正史に
送るべき義より人のなきに帝教有り
時衰運より多かりあまきも後裔必細多
て無窮に至る人のしるし
我尾別色伊奈備前守の檢地は前右見檢地
よりあり是より奸臣大久保右見守の宗と入
し地なる石見守の甲別氏田畠乃
神君甲別入御の時日正と右見守

觀世寺前
精樂齋

家好故有く申達し
り申よ
せし
此一
らむ
別滝山此城
奸曲
らし
其家兵器多し藏り
今我尾城

には有る器乃月彼、藏し武具ありあり
 敬云大坂の役子名しあひし沖澤と云
 少将義昌朝臣子傳へさせりし
 二佐中將家郷國々原村合戦沖切りし
 一此の浪作名の沖具きと傳へさせりし
 一沖甲ハ敬云寺尾土佐守子獨りありし
 世時さしつけし一具にあしきし
 せしきしとありし

- 大橋和泉守源信重ハ宗良親王曾孫に尾筋
 津島神主の初良新の女し母大橋定省の女也
 當時信重と俗に津島大御と云りしなりし世妻
 ハ越田大宮元千秋年の女也とあり
- 文禄二年熱田祝師田島家領三百五十三貫
 八百五十文 當時高五百七十石余ニ當ル
- 元禄二年六月智積院僧正信盛ト妙音院僧正卓
 玄ト枕テ表ヲ請フ謚ヲ冬十月勅謚興教大師根来先鋒上人
 長治二年寂ス

増上寺大僧正代々（以下略）

貞譽大僧正（以下略）

證譽大僧正（以下略）

港譽大僧正（以下略）

山居（以下略）

月前別（以下略）

鳥（以下略）

野（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

度（以下略）

遇突娶殖山姬生稚産靈云云別雷と稚産灵
 と同し衣倉の祖神じ行是此のり何何
 富士神と木花用那姬より是神号と配して
 木靈と称す木ハ山より生ス故大山祇の子と以
 諸社世例多し神名よありしと云々
 朱先王五百年遠忘其像ヲ圖シテ享ス其祭文曰
 維我

聖曆元祿十二年歲次己卯三月庚午朔初九己寅

弟子藤原信景

敢テ昭告于

先師朱子曰伏以

先師大誠南宋再集大成德業精神徹乾坤貫今古

古雖東西間地

倭漢異俗而

聖神莫遠不至莫感不通苟誦其書講其道所

得識人倫而免禽獸者豈非無不

先師餘被之澤。英以レ此。身子幸悦レ從事スルヲ

先師之學。每歲以テ其忌辰ヲ見。于其言。而

先師。恭饗致ス。實ヲ矣。顧茲年也。垂クリ

先師卒後五百年。故新テ描テ

其真ラ而謹ラ以テ忌辰ヲ恭ク脩フ款ク菜ノ之レ礼ヲ以テ見ル于レ此ノ尚ク

御覽王

此草案當時失フ之ラ頃日於テ及古之中見ル之ラ故書ス于茲ニ

丁亥元旦

林信篤

椒酒傳レ孟ラ恩澤分。金城曙色玉爐薰ス海

霞凝結ス集真寫。臺上春風壽ニ大君ヲ

杜陽編曰日本固有集真寫ノ上有疑霞臺

信列善光寺西門号

東 定額山 善光寺

西 不捨山 淨土寺

南 南傘山 無量壽寺

北 北空山 雲上寺

妙勸院

大勸進一人 本願一人

衆徒 廿一人 中衆十五人

妻戸 十五人

宝永四年正月十四日院御會初

寄道 祝世

酒の味もあつた

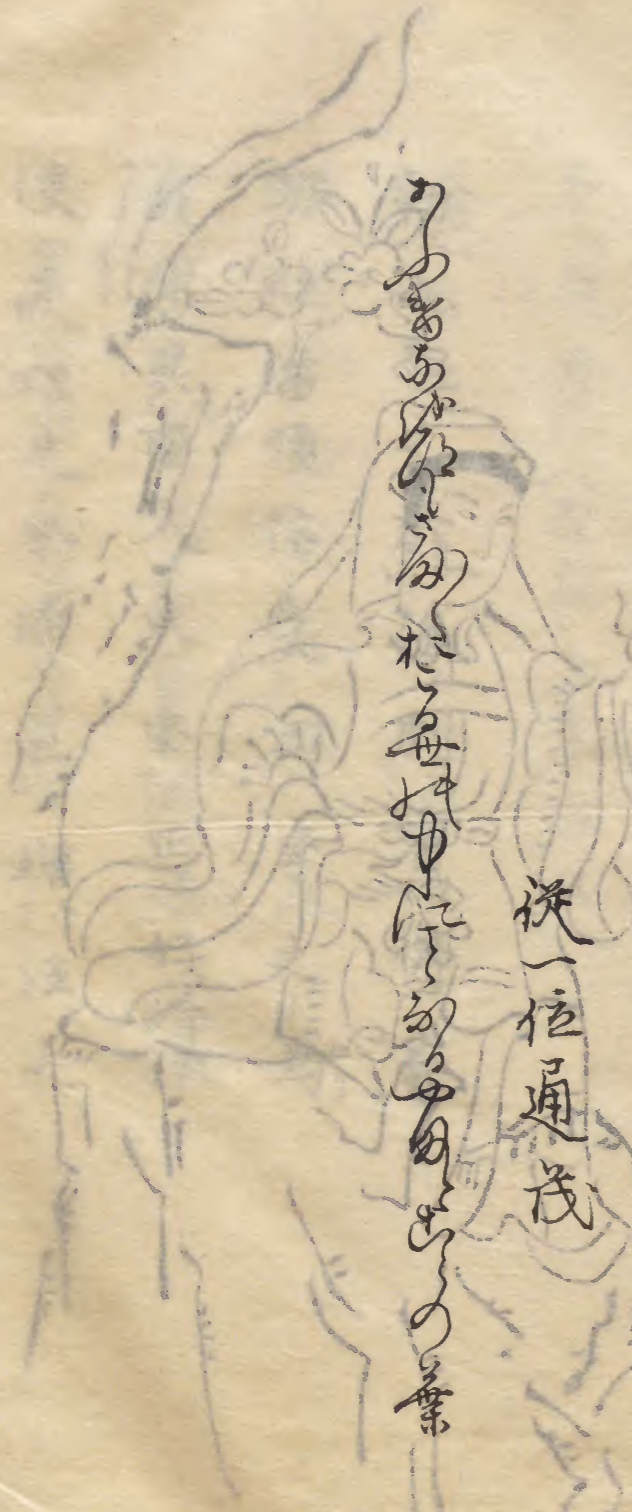
全海國白無垢

君の為の常世の事

右大臣浦實

從一位通茂

の事



○ 若別神內白椿山八百比丘尼像實八百姬明神也
 神名式曰若狹國遠敷郡若狹彦神社三座大若神



是若狹乃若狹比賣兩神也所謂八百女者若狹比
 賣之事也和歌

若狹乃乃白椿山八百比丘尼像實八百姬明神也
 神名式曰若狹國遠敷郡若狹彦神社三座大若神

勅又元經之於後別有佛家
 契經當順信受三寶之期
 最何異聖人大寶正好歸依
 便是理之本源宜以增之法之



光耀^ラ故僧^{モト}正聖^シ寶^{ホウ}小野^{コノノ}

始祖^シ上宮^{カミミヤ}再身^{サエミ}曾^{ソノ}醍醐^{タイゴ}

醍醐^{タイゴ}靈場^{レイジョウ}坂^{サカ}張^テ密^{ヒツ}教^{ケウ}又^{マタ}

創^シ東南^{トウナン}名刹^{ナキヤク}中^{ナカ}興^{キョウ}論^{ロン}

于^{コト}茲^{ココ}當^{マシ}八百年^{ハチヒャクネン}之^ノ遠^{トウ}忌^キ足^{タリ}

兒孫^{コノミヤ}追懷^{オヒオモフ}懇請^{コンキン}宜^{ヨシ}謚^シ曰^{イハレ}...

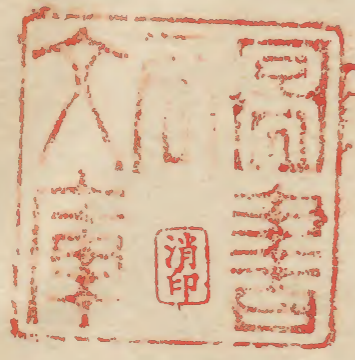
理源^{リゲン}大師^{ダイシ}...

右^{ミダリ}三^{ミツ}室^{シヨウ}院^{イン}貫^{クワン}主^{シュ}房^{ボウ}演^{エン}前^{ゼン}太^{タイ}僧^{ソウ}正^{シヨウ}上^{ジョウ}表^{ヒラカ}請^{キン}謚^シ

室永四年丁亥正月十八日 勅使登^ト醍醐山^{タイゴ}

授^{タテマツル}大師^{ダイシ}號^{ケウ}勅書^{トクショ}五年戊子七月六日理源大

師八百年忌ト云



光緒二十五年正月...

...

...

...

...

...

...



